

# 確 認 書

今般、建設業の一人親方労災保険(特別加入)の加入にあたり、以下の内容について確認の上、承諾します。

- ・ 一人親方労災保険の補償の対象となるのは請負契約に直接必要な行為を行う場合となること。
- ・ 加入職種は建設業であること。
- ・ 建設業以外の労災事故は適用対象外であること。(船舶での作業や機械・設備等の保守点検修理、草刈や雑木の伐採などは適用対象外)
- ・ 労災の認定、給付額の決定は大分労働基準監督署が行うため、給付に関する決定事項については、当組合へ異議申し立ては行わないこと。
- ・ 労働災害にて医療を受ける場合、医療機関窓口において労災保険扱いであることを申し出ること。
- ・ 加入年月日は、労働基準監督署へ届出をした翌日が最短となること。
- ・ 加入申込時において、天災地変等による交通機関の運休、電話、ファックス、インターネット回線の不通等の発生により届出が行えない場合、加入が遅れる場合があること。
- ・ 保険料等は組合指定期日までに必ず納入すること。保険料等が期日までに納入しない場合は、強制的に脱退となる場合があること。
- ・ 加入証明書等は、保険料等納入済みの期間分の証明となること。
- ・ 住所、氏名等変更があった場合は速やかに組合へ連絡すること。
- ・ 何らかの理由により労災保険が必要でなくなった場合は、速やかに組合へ連絡すること。
- ・ 加入時健康診断受診が必要な場合は、大分労働基準監督署より指示された期間内に、必ず指定の健診機関で受診すること。正当な理由なく健康診断の受診をしない場合、強制脱退処分を受けても異議申し立ては行なわないこと。

## (保険料等について)

- ・ 保険料等は口座振替が利用できます。口座振替ご希望の場合は組合へお申出ください。
- ・ 保険率は数年ごとに改正されます。
- ・ 控除証明書は発行しておりませんので、領収書は大切に保管してください。再発行の場合手数料がかかります。

## (年度更新について)

- ・ 労災保険の年度は毎年4月～翌年3月までとなります。次年度も引き続きご加入の場合はご入金(2月)をもって継続手続完了となります。(毎年12月頃に当組合より郵送される書類にて次年度の支払回数・日額変更・脱退希望等ある場合はお知らせいただきます。)